

日 連 30 第 485 号
(認 第 10 号)
平成 30 年 7 月 19 日

税理士会会長 殿

日本税理士会連合会
会 長 神津 信一



「大法人の電子申告義務化」対象法人への e-Tax の勧奨等に係る周知等について
(周知方お願い)

平成 30 年 7 月 3 日付官情 3-16 により国税庁長官官房企画課から「大法人の電子申告義務化」対象法人への e-Tax の勧奨等について周知依頼がありました。(別紙)

今般、各国税局・税務署から電子申告の義務化の対象法人に対し、原則 8 月下旬を目途に、リーフレット及びアンケートの送付を行うとともに、アンケートへの回答結果等を踏まえて、当該制度の内容の周知・広報、相談及び申告書に添付すべきものとされている書類等の全てが電子申告されるようにするために必要な行政指導(勧奨等)を行うこととなりました。これに関し、勧奨等は対象法人に向けて行われるものですが、その際に対象法人から「申告書の提出は関与税理士に委任している」旨の回答があった場合は、関与税理士に対して電話等により関与先対象法人に係る勧奨等を行うこととしております。

つきましては、当該取扱いについて各税理士会支部及び会員へご周知いただきますようよろしくお願いいたします。



日本税理士会連合会

会長 神津 信一 殿

国税庁長官官房企画課

情報技術室長 山崎 博之

「大法人の電子申告義務化」対象法人への e-Tax の勧奨等に係る周知等について（依頼）

平素は、税務行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁では、納税者の利便性向上と税務行政の効率化の観点から、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及及び添付書類も含めたデータ化に向けて、各種施策を強力に推し進めているところですが、貴会、各税理士会及び会員の皆様方の御協力により、着実にその普及等が図られており、重ねて御礼申し上げます。

平成 30 年度税制改正により「法人税等の申告書の電子情報処理組織による提出義務」（大法人の電子申告義務化）が創設され、平成 32 年（2020 年）4 月 1 日以後開始する事業年度から資本金 1 億円超の大法人などが行う法人税等及び消費税等の申告書は、e-Tax により提出しなければならないこととされました。

国税庁としましては、この制度の対象法人に対して、原則として本年 8 月下旬に大法人の電子申告義務化に関するリーフレット（別添 1）を送付し、併せて、大法人の電子申告義務化に係るアンケート（別添 2：7 月 23 日（月）に e-TaxHP に掲載予定）への協力をお願いすることとしています。

各国税局・税務署においては、このアンケートへの回答結果等を踏まえ、各法人のこれまでの電子申告の態様に応じて、この制度の内容の周知・広報、相談及び申告書に添付すべきものとされている書類等の全てが電子申告されるようにするための必要な行政指導等（以下、これら一連の行為を「勧奨等」といいます。）を行うこととしております。

なお、当該勧奨等の際、対象法人から「申告書の提出は関与税理士に委任している」旨の回答があった場合には、勧奨等担当者から関与税理士に対して電話等により関与先対象法人に係る勧奨等を行うこととしております（別添 3）。

つきましては、上述の国税当局における「大法人の電子申告義務化」対象法人への e-Tax の勧奨等に御理解いただき、各税理士会及び会員の皆様に対して、別添 1 から 3 の内容の御周知方、御協力いただきますようお願いいたします。

また、別添 1 の大法人の電子申告義務化に関するリーフレットの P.2・3 に記載している利便性向上施策につきましては、この制度の対象法人以外にも適用されるものでありますので、会員の皆様からも顧問先の納税者の皆様に幅広く周知・広報いただき、更なる e-Tax の普及及び添付書類も含めたデータ化の一助としていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

【担当】

国税庁長官官房情報技術室 中村・田村

電話：03-3581-4161（内線：3329）

e-Tax 義務化についてのQ&A

Q1 大法人の判定はいつの時点で行われますか？

「大法人」に該当するかどうかは「事業年度開始の時」に判定します。
(注) 消費税の申告において、期間特例を受けている法人の名義税期間の消費税申告についても、「事業年度開始の時」に判定します。

Q2 決算期変更以外でe-Tax義務化の開始時期が早くなる場合は？

平成32年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)では、法人税(消費税)において予定(中間)申告(仮決算の場合も含む。)を行う場合、消費税において期間特例を選択している場合などが挙げられます。

Q3 e-Tax義務化の対象となった場合は？

所轄税務署長に対し、e-Tax 義務化の対象法人である旨の届出書を提出する必要があります。

Q4 大法人がe-Taxを行わず、書面で申告した場合は？

e-Tax 義務化の対象となる法人が、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となります。

(注) 2期連続で法定申告期限内に申告がない場合は、青色申告の承認の取消対象となります。

Q5 インターネット回線の故障などによりe-Taxができない場合は？

災害その他の理由によって、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出することが困難な場合には、所轄税務署長の承認を得た上で、書面により申告書を提出することで、例外的に申告義務が履行されたものとみなされ、その書面による申告書は有効なものとして取り扱われます。

なお、所轄税務署長の承認を得るためには、事前に申請書を提出する必要があります。

大法人についてe-Taxが義務化されます!!



平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人が行う法人税等の申告は、e-Taxにより提出しなければならないこととされました(以下「e-Tax 義務化」といいます。)

e-Tax 義務化の概要は以下のとおりです。

対象税目

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税
(注) 地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化されます。

対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の**全て**

対象法人の範囲

- ① 内国法人のうち、事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
 - ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ※ 消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え、国・地方公共団体



対象手続

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書



適用日

平成32年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用

また、e-Tax 義務化とともに、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めることとされており、こうした施策を順次実施していくこととしております。

詳細は次ページ

e-Tax義務化とともに、以下のような



提出情報等のスリム化

● 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

記載件数が100件を超える場合については、①又は②の記載方法によることも可能とします。

- ① 売掛金(未収入金)や買掛金(未払金・未払費用)など、記載量が多くなる傾向にある勘定科目(14科目)を対象に、上位100件のみを記載する方法(記載省略基準の柔軟化)
- ② 受取手形の内訳書など、記載単位を(取引等の)相手先としている勘定科目(7科目)を対象に、支店・事業所別に記載する方法(記載単位の柔軟化)

※ ①②のほか、一部の記載項目(「貸付金及び受取利息の内訳書」の「貸付理由」欄など)を削除するなどの簡素化を行います。

● イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化

送信するイメージデータについて、一定の解像度・階調の要件を付した上で、紙原本の保存を不要とします。

※ そのほか、土地収用証明書等の添付を不要とします。



データ形式の柔軟化

● 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化

エクセル等で作成可能なCSV形式による提出を可能とします(国税庁から標準フォームを提供(財務諸表については勘定科目コードを公表))。

※ 現状、e-Taxで送信可能なデータ形式は一律XML形式若しくはXBRL形式としています。



提出方法の拡充

● e-Taxの送信容量の拡大

送信1回当たりの上限を、申告書は約2倍(約5,000枚)、添付書類は約5倍(約100枚)に拡大します。

● 添付書類等の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)

e-Taxの送信容量を超えてしまうような場合に対応するため、光ディスク等による提出を可能とします。

環境整備を実施し、利便性の向上を図ります。



提出先の一元化

● 国・地方税当局間の情報連携を通じた財務諸表の提出先の一元化

外形標準課税対象法人等が、e-Taxにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表を提出したものとみなします。

● 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

e-Taxにより提出した場合に、連結親法人による個別帰属額等の届出書の一括提出を可能とします。

※ そのほか、連結親法人となる法人等が連結納税の承認の申請書を提出した場合に、連結子法人となる法人等が提出することとされている、連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書等の提出を不要とします。



認証手続の簡便化

● 法人の認証手続の簡便化

- ① 法人税及び地方法人税の申告書における経理責任者の自署押印欄を廃止します(これにより、e-Taxにより提出した場合、経理責任者の電子署名は不要となります。)
- ② 法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名に代えて、当該代表者の電子委任状を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とします。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

《掲載内容》

- ・電子申告の義務化の概要
- ・利便性向上施策等一覧(施策別)
- ・利便性向上施策等一覧(適用開始時期(予定)順)
- ・電子申告の義務化についてよくある質問

など

e-Tax

検索



クリック!!

大法人の電子申告義務化に係るアンケート

このアンケートは、貴社における電子申告に向けた準備の状況等を国税当局において確認し、貴社に対するe-Tax利用の勧奨等の参考とすることを目的として使用させていただきます。

回答日： 月 日

納税地		回答者	部署・役職	
(フリガナ)			氏名・連絡先	(電話)() - 内線:
法人名		関与税理士		
法人番号			(電話)() -	

次の質問をお読みいただき、最も近い回答の□に✓(チェックマーク)を付けてご回答ください。

Q1 「大法人の電子申告義務化」の内容を理解いただけましたか。

- 1 ☐ 理解できた。 } Q2へ
2 ☐ 理解できなかった。

Q2 貴社は、電子申告義務化対象法人(※)に該当しますか。

- 1 ☐ 該当する。 } Q3へ
2 ☐ 該当する予定である(増資等の予定。)
3 ☐ 該当しない。⇒⇒⇒ Q4へ

※ 電子申告義務化対象法人

- ・ 内国法人のうち、事業年度開始時の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・ 相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ・ 国及び地方公共団体

Q3 (改めて)国税局又は税務署職員から「大法人の電子申告義務化」に関する説明が必要ですか。

- 1 ☐ 理解できたので必要ない。 } Q5へ
2 ☐ 関与税理士から説明を受けるので必要ない。
3 ☐ 必要である。⇒⇒⇒ Q4へ

Q4 「大法人の電子申告義務化」に関する説明会が開催される場合、参加を希望されますか。

※ 説明会参加者は回答不要

- 1 ☐ 参加を希望する。 } Q5へ
2 ☐ 参加しない。

(注) 説明会につきましては、参加希望者が多いなど、各国税局又は税務署における管轄地域の状況に応じて、開催することとしております。説明会を開催する場合は、参加希望者に別途案内させていただきます。

Q5 法人税及び消費税の申告について、e-Taxを利用していますか。

- 1 ☐ いずれも利用している。 } Q6へ
2 ☐ 法人税のみ利用している。
3 ☐ 消費税のみ利用している。 } Q7へ
4 ☐ いずれも利用していない。

↓ 裏面につづく ↓

Q6 法人税の申告において、e-Taxでどの帳票を提出していますか。

- | | | | |
|----------------------|---|-------------------------------|--|
| ① 法人税別表 | 1 ☐ 全て | 2 ☐ 一部 | ①から④まで「全て」に
チェック
+
⑤、⑥の両方とも「全て」か
「非該当」にチェック
⇒⇒⇒ Q9へ

上記以外 ⇒⇒⇒ Q7へ |
| ② 貸借対照表等の財務諸表 | 1 ☐ 全て | 2 ☐ 一部 | |
| ③ 勘定科目内訳明細書 | 1 ☐ 全て | 2 ☐ 一部 | |
| ④ 会社事業概況書(法人事業概況説明書) | 1 ☐ 全て | 2 ☐ 一部 | |
| ⑤ 適用額明細書等その他添付書類 | 1 ☐ 全て | 2 ☐ 一部 | |
| | 3 ☐ 非該当(提出すべき帳票なし) | | |
| ⑥ 第三者作成等の添付書類 | 1 ☐ 全て | 2 ☐ 一部 | |
| | 3 ☐ 非該当(提出すべき帳票なし) | | |

Q7 e-Taxで法人税及び消費税の申告に係る帳票の全てを提出できない理由は何ですか(複数チェック可。)

- | | |
|---|-------|
| 1 ☐ 使用している財務会計又は税務申告ソフトがe-Taxに対応していない。 | } Q8へ |
| 2 ☐ データ量が多すぎてe-Taxで送信可能なデータへの変換作業が煩雑である。 | |
| 3 ☐ データ量が多すぎてe-Taxで送信できない。 | |
| 4 ☐ その他 () | |

**Q8 利用していない税目及び帳票について、いつからe-Taxで提出しますか(対応時期)。
また、利便性向上施策等の利用を予定していますか(利便性向上施策等の活用予定)。
※ 電子申告義務化対象法人に該当しない場合は記載省略可**

【対応時期】

- 1 法人税
- ① 法人税別表
イ ☐ 既に利用済み ロ ☐ 平成()年()月提出分から ハ ☐ 義務化適用事業年度から
- ② 貸借対照表等の財務諸表
イ ☐ 既に利用済み ロ ☐ 平成()年()月提出分から ハ ☐ 義務化適用事業年度から
- ③ 勘定科目内訳明細書
イ ☐ 既に利用済み ロ ☐ 平成()年()月提出分から ハ ☐ 義務化適用事業年度から
- ④ 会社事業概況書(法人事業概況説明書)
イ ☐ 既に利用済み ロ ☐ 平成()年()月提出分から ハ ☐ 義務化適用事業年度から
- ⑤ 適用額明細書等その他添付書類
イ ☐ 既に利用済み ロ ☐ 平成()年()月提出分から ハ ☐ 義務化適用事業年度から
- ⑥ 第三者作成等の添付書類
イ ☐ 既に利用済み ロ ☐ 平成()年()月提出分から ハ ☐ 義務化適用事業年度から
- 2 消費税
イ ☐ 既に利用済み ロ ☐ 平成()年()月提出分から ハ ☐ 義務化適用事業年度から

【利便性向上施策等の活用予定】

(リーフレット記載場所)

- ① ☐ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化…………… P2「提出情報のスリム化」
- ② ☐ 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)等のデータ形式の柔軟化…………… P2「データ形式の柔軟化」
- ③ ☐ 添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)…………… P2「提出方法の拡充」
- ④ ☐ 法人の認証手続の簡便化…………… P3「認証手続の簡便化」

(注) 利便性向上施策等につきましては、e-Taxホームページ(トップページの「『大法人の電子申告の義務化の概要』と『利便性向上施策等』についてはこちら」のバナーをクリックした後に表示されるページの「2 電子申告の義務化に伴い導入する利便性向上施策等」)からご確認ください。

Q9 e-Taxの利便性向上に関するご意見・ご要望等がございましたら、該当分類にチェックの上、記載願います。

(☐事前準備 ☐認証手続(電子署名) ☐データ形式 ☐提出方法 ☐提出先 ☐その他)

()

ご協力ありがとうございました。

後日担当者から連絡させていただく場合がございますので、よろしくお願いいたします。

大法人の電子申告義務化に係る e-Tax 勧奨等について（局指示文書の概要）

e-Tax については、納税者の利便性向上と税務行政の効率化につながるとともに、電子化を通じた業務改革の推進を図る上で大前提となることから、庁局署が一体となって、その普及及び定着に努めてきたところである。

「所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）」が可決・成立し、大法人の電子申告義務化については、平成 32(2020) 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（課税期間）について適用されることとなった。これを踏まえ、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減を図ることが重要との考えの下、その適用開始までの間に e-Tax の利便性の向上に向けた施策を順次実施していくこととしている。

大法人の電子申告義務化の適用後は、電子申告義務化対象法人（以下「義務化対象法人」という。）の全てが制度改正や申告データを円滑に電子提出するための環境整備の内容を十分に理解し、適正な電子申告が行えるよう、庁局署が緊密に連携・協調しつつ、制度周知・広報、相談及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てが電子申告されるようにするための必要な行政指導等（以下、これら一連の行為を「勧奨等」という。）の適切な対応が必要となる。

なお、義務化対象法人に対して申告データの電子的提出に向けた準備を早期に促すため、体制が整い次第速やかに勧奨等を開始し、原則として、平成 30 事務年度内に義務化対象法人の全てに接触することに留意する。

○ 電子申告の利用状況に応じた勧奨等の方法

区分	勧奨方法等
申告書全体を 電子申告 している法人	義務化対象法人へ 架電 し、税務署から送付した勧奨用リーフレットを受け取っているか確認するとともに、電子申告の義務化の対象となる見込みであることを説明する。
別送書類 がある法人	原則として、義務化対象法人へ 個別臨場 し、制度の趣旨等を説明するとともに、別送により書類を提出している理由を聴取し、平成 32 年(2020 年) 4 月 1 日以後に開始する事業年度における電子申告の対応見込みを確認する。 その際、添付書類も含めた申告書全体が電子申告しなければならないことについて十分理解されるよう丁寧な説明を心掛け、対応策等について教示することに留意する。
電子申告 をしていない	原則として、義務化対象法人へ 個別臨場 し、制度の趣旨等を説明するとともに、書面申告の理由を聴取し、平成 32 年(2020 年) 4 月 1 日以後に開始する事業年度における電子申告の対応見込みを確認する。 電子申告をしていない義務化対象法人は e-Tax の知識が不足していることも想定されるため、e-Tax を開始するための準備等について質問等があった場合には、e-Tax の操作法を指導するなど、丁寧な対応を心掛けることに留意する。

(注) 1 勧奨方法等における朱書き部分は原則的な対応を記載しており、朱書き部分と同等の効果が得られる場合に限り、他の方法により勧奨等を行って差し支えない。

(注) 2 申告書の提出については関与税理士に任せている等の発言があった場合には、関与税理士へ接触することとするが、当該税理士が、既に当局から勧奨等を受け、電子申告義務化についての内容を理解していると認められる場合には、臨場による説明等を省略して差し支えない。